

正 誤 表

ページ

P17

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	対象	工種区分		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.2	7

P23

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速 度 (km／h)	労 務	車 種	機械 質量 (t)	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>23.50</u>	

正

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	対象	工種区分		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>鋼橋架設工事、</u> 電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.2	7

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速 度 (km／h)	労 務	車 種	機械 質量 (t)	
<u>ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)</u>	<u>深 0.6m 幅 2.0m</u>			<u>R</u>	<u>23.00</u>	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>24.70</u>	

正 誤 表

ページ	誤				正			
P27	機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン		機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン	
			機 械 名	規 格			機 械 名	規 格
		表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65 t 吊		表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65 t 吊
		表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t 吊		<u>表 5.1 参照</u> <u>〔本体工事でクローラクレーン</u> <u>〔油圧駆動式ウインチ・ラチ</u> <u>スジブ型・排出ガス対策型(第</u> <u>3次基準値)〕 70t 吊を使用す</u> <u>る場合</u> 〕	<u>クローラクレーン</u> <u>〔油圧駆動式ウイン</u> <u>チ・ラチスジブ型</u> <u>排出ガス対策型</u> <u>(第3次基準値)〕</u>	<u>70 t 吊</u>
		〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 100t 吊を 使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t 吊		表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型 (第 3次基準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	<u>100t 吊</u>
						<u>表 5.1 参照</u> 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型 (2011 年規制)〕 100t 吊を使 用する場合〕	<u>クローラクレーン</u> <u>〔油圧駆動式ウイン</u> <u>チ・ラチスジブ型</u> <u>排出ガス対策型</u> <u>(2011 年規制)〕</u>	

正 誤 表

ページ	誤							正						
P28	機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
		—	—	4.9	11.9 (h)	483	4		—	—	4.9	11.9 (h)	483	4
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕70t 吊を使用する場合〕	二	4.9	11.9 (h)	424	4
									〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3
									〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)〕100t 吊を使用する場合〕	二	4.9	11.9 (h)	312	3

正 誤 表

ページ	誤	正																																																																		
P33	(二) I C T建設機械に要する以下の費用 ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <u>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。</u> <u>ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。</u>	(二) I C T建設機械に要する以下の費用 ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <u>なお、システム初期費については1工事当り使用機種毎に一式計上とする（施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする）。</u>																																																																		
P38、P39	<table><tr><th colspan="3">適用条件</th><th rowspan="2">補正 係数</th><th rowspan="2">適用 優先</th></tr><tr><th>施工地域区分</th><th>対象</th><th>工種区分</th></tr><tr><td rowspan="4">市街地（DID 補正）</td><td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td><u>鋼橋架設工事</u></td><td rowspan="12">1.2</td><td rowspan="12">2</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td rowspan="4">一般交通影響有り（1）</td><td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td><td><u>鋼橋架設工事</u></td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td rowspan="4">一般交通影響有り（2）</td><td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td><td><u>鋼橋架設工事</u></td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td>市街地（DID 補正）</td><td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td><u>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</u></td><td>1.1</td><td>3</td></tr></table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>鋼橋架設工事</u>	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	<u>鋼橋架設工事</u>	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	<u>鋼橋架設工事</u>	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</u>	1.1	3	<table><tr><th colspan="3">適用条件</th><th rowspan="2">補正 係数</th><th rowspan="2">適用 優先</th></tr><tr><th>施工地域区分</th><th>対象</th><th>工種区分</th></tr><tr><td rowspan="4">市街地（DID 補正）</td><td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td><u>電線共同溝工事</u></td><td rowspan="12">1.2</td><td rowspan="12">2</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td rowspan="4">一般交通影響有り（1）</td><td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td><td><u>電線共同溝工事</u></td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td rowspan="4">一般交通影響有り（2）</td><td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td><td><u>電線共同溝工事</u></td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td>市街地（DID 補正）</td><td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td><td>1.1</td><td>3</td></tr></table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	工種区分	市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>電線共同溝工事</u>	1.2	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	<u>電線共同溝工事</u>	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	<u>電線共同溝工事</u>	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	3
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																
施工地域区分	対象	工種区分																																																																		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>鋼橋架設工事</u>	1.2	2																																																																
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	<u>鋼橋架設工事</u>																																																																		
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	<u>鋼橋架設工事</u>																																																																		
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</u>	1.1	3																																																																
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																
施工地域区分	対象	工種区分																																																																		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	<u>電線共同溝工事</u>	1.2	2																																																																
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	<u>電線共同溝工事</u>																																																																		
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	<u>電線共同溝工事</u>																																																																		
		道路維持工事																																																																		
		舗装工事																																																																		
		橋梁保全工事																																																																		
市街地（DID 補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	3																																																																